

投票日
は
7/10(日)

参議院議員選挙

投票時間は7:00～20:00

問 選挙管理委員会事務局 代表



日野市で投票できる方

投票するためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。以前に日野市で投票したことがある方は、住所などの異動がない限りそのまま登録されています。

▶ 今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方

年齢要件 平成10年7/11までに生まれた方

住所要件 ①平成28年3/21までに日野市の住民基本台帳に登録され、投票日まで引き続き日野市に居住している方または②平成28年2/21以降に日野市から転出した未登録の方のうち、日野市に住民登録期間が3カ月以上あった方

●投票所一覧

投票区名	投票所	所在地
第1投票区	日野第四小学校	石田430
第2投票区	日野第一中学校	日野本町7-7-7
第3投票区 (注)	日野第一小学校	日野本町2-14-1
第4投票区	東光寺小学校	新町3-24-1
第5投票区	日野台地区センター	日野台4-17
第6投票区	日野第三小学校	日野台2-1-1
第7投票区	日野第二中学校	多摩平4-5-2
第8投票区 (注)	豊田小学校	東豊田2-14-1
第9投票区	日野第八小学校	三沢200
第10投票区	夢が丘小学校	程久保1-14-2
第11投票区	七生中学校	南平6-7-1
第12投票区	平山小学校	平山4-8-6
第13投票区	七生緑小学校	百草896-1
第14投票区	日野第五小学校	多摩平6-21-1
第15投票区	日野第六小学校	多摩平3-21
第16投票区	旭が丘小学校	旭が丘5-21-1
第17投票区	南平小学校	南平4-18-1
第18投票区	潤徳小学校	高幡402
第19投票区	百草台コミュニティセンター	百草999
第20投票区	日野第三中学校	程久保650
第21投票区	日野第四中学校	旭が丘2-42
第22投票区	滝合小学校	西平山2-3-1
第23投票区	日野第七小学校	神明3-2
第24投票区	大坂上中学校	大坂上4-17-1
第25投票区	落川都営住宅地区センター	落川819
第26投票区	第二武蔵野台地区センター	程久保2-7-2
第27投票区	ひらやま児童館	平山3-26-3
第28投票区	新井地区センター	石田2-4-6
第29投票区	鹿島台地区センター	南平1-28-13
第30投票区 (新設)	上田地区センター	川辺堀之内190先

※7/10日の投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所以外で投票することはできません
(注)第30投票区の新設により、前回の投票所から変更されている区域があります。お手元の投票券をご確認ください。

市内で転居した方

平成28年6/3までに転居届を提出した方は、新しい投票区の投票所で、6/6以降に転居届を提出した方は、従前の投票所で投票してください。



日野市に転入・日野市から転出した方

平成28年3/22以降に日野市に転入した方は前住所地の投票所で投票することができます。

また、3/22以降に日野市から他の区市町村へ転出した方は、日野市で投票することになります。



18歳から投票できます みんなで投票に行こう!

代理投票・点字投票～投票所で係員にお声掛けください

代理投票…身体が不自由であったり、ご自分で文字が書けない方は、係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。

点字投票…目の不自由な方は、点字で投票する「点字投票」の制度があります。

いずれも、投票所で係員にお声掛けください。

その他、各投票所(期日前投票所を含む)に車いすを用意しています。ご利用ください。

期日前投票

投票日当日、投票所に行けない方は期日前投票ができます。お手元に投票所入場券が届いている方は、ご自分の投票所入場券裏面の「宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記載の上、お出掛けの際にお持ちください。

「宣誓書(兼請求書)」のあなたの氏名と住所をご確認の上①投票する日②生年月日を記入し③該当する事由を一つ〇で囲んでください。

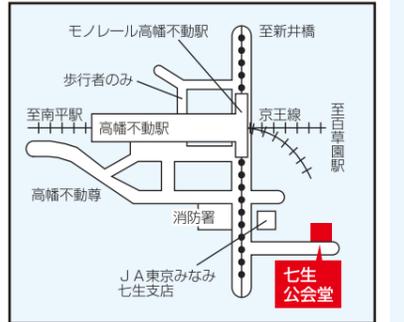
市役所本庁舎
1階 101 会議室

日時 6/23(木)～7/9(土)
8:30～20:00
※土曜・日曜日も実施



七生福祉センター
(七生公会堂1階)

※七生支所では投票できません
日時 7/4(月)～9(土)
8:30～20:00※土曜日も実施



不在者投票

▶ 滞在先の区市町村の選挙管理委員会で投票する場合

出張や旅行などで日野市以外に滞在先の方は、滞在先の区市町村の選挙管理委員会に出向いて不在者投票を行うことができます。

なお、事前に「宣誓書(兼請求書)」による申請が必要です。詳細は選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

▶ 病院や老人ホームなどで投票する場合

病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設が都道府県選挙管理委員会で指定する施設であれば、その施設で不在者投票を行うことができます。

詳細は、入院・入所している施設にお早めにご確認ください。

選挙管理委員が決定

日野市の選挙執行管理を行う選挙管理委員に次の方が就任しました。任期は4年です。

- 委員長** 會津幸子氏
- 委員長職務代理者** 小久保正明氏
- 委員** 高柳光一氏、小林秀生氏